

農林漁業成長産業化ファンドの仕組み



ファンドの構造

農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者の方とそのパートナーとなり得る2次・3次産業の事業者の方との融合を図り、双方が資本金を拠出する合弁の株式会社（6次産業化事業体）を支援するもので、この6次産業化事業体に対して最長15年間にわたり出資と経営支援を一貫的に実施します。

これによって、成長資本を共有した農林漁業者の方と2次・3次産業の事業者の方とがパートナーシップを強化し、農林漁業・農山漁村が有する価値を、消費者にきちんと届けられるような事業に取り組むことができます。

ファンドの仕組み（図1）は、まず、各地域またはテーマ毎に立ち上がるサブファンドが、当該地域の地方自治体や農林漁業団体、金融機関、地元企業等から出資を募り、集まった出資総額と同額まで（株）農林漁業成長産業化支援機構（略称：A-FIVE、以下「支援機構」という。）がサブファンドに出資します。支援機構から出資を受けたサブファンドは、農林漁業者の方と2次・3次産業の事業者の方が設立する6次産業化事業体に出資を行います。

なお、出資を受けるには、農林漁業者の方が6次産業化事業体の議決権の過半数を取得していることが必要です。

図1 農林漁業成長化ファンドによる資金・支援の流れ

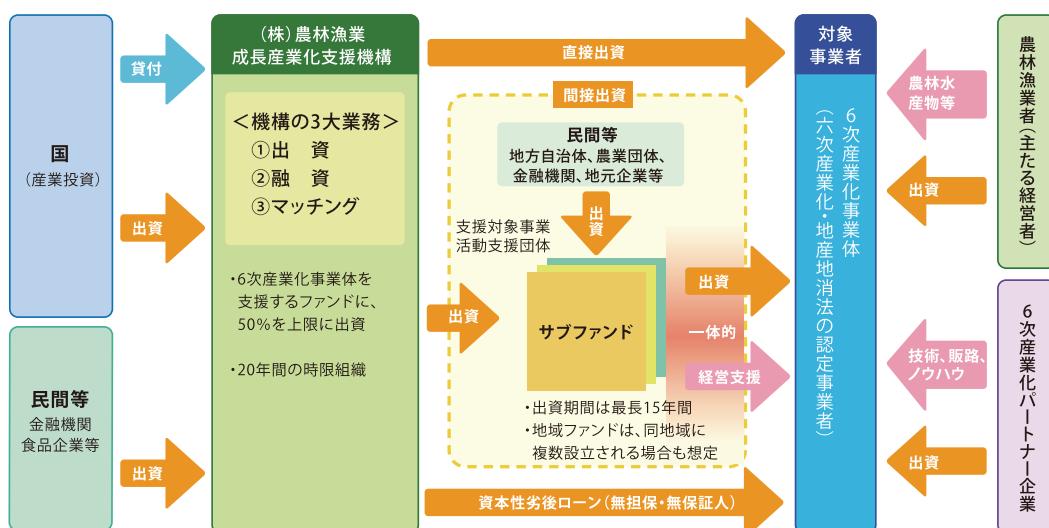




図2 ファンドを活用した想定事例

①生産地密接の食品加工の製造・販売・輸出

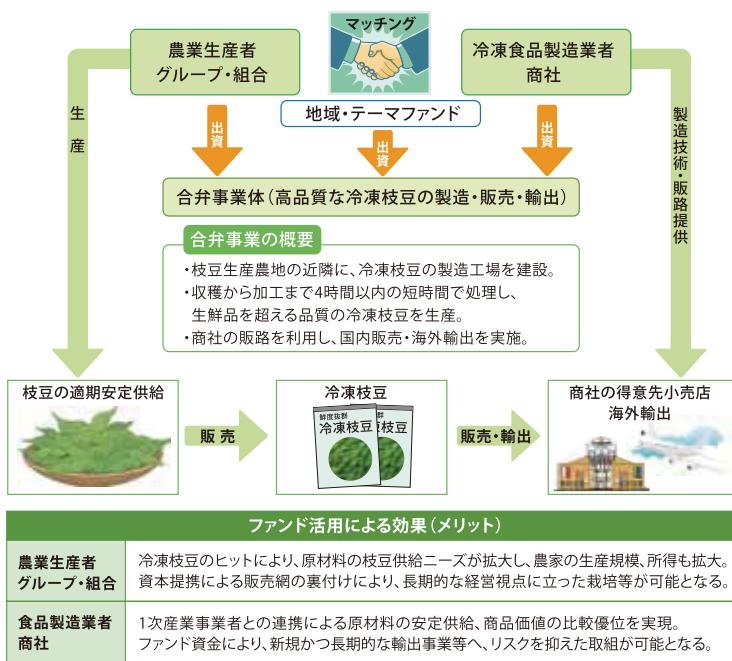
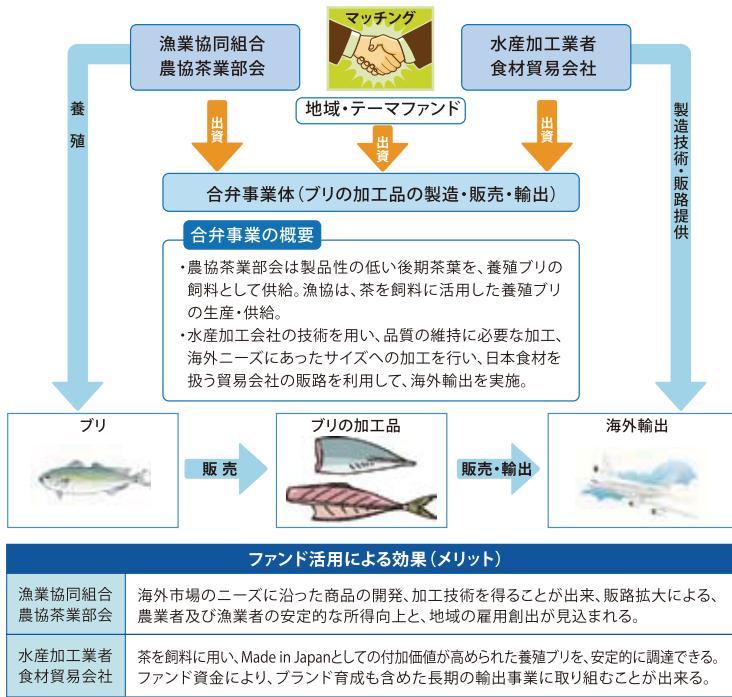


図3 ファンドを活用した想定事例

②先進国向け水産加工品の製造・販売・輸出



ファンドの対象になる方、事業内容

対象者

農林漁業者と2次・3次の事業者(パートナー企業)が連携して取り組む会社で、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社(6次産業化事業体)が対象となります。

対象事業

- 次の①～④をすべて備えた事業が対象となります。
- ①農林漁業者が、パートナー企業の資金、人材、ノウハウなどを活用して取り組む事業
- ②おいしさ、安全、健康、エコ、癒しなど、農林漁業・農山漁村の価値を活かした事業
- ③加工、販売、輸出、飲食・給食、健康・福祉、農家民宿・グリーンツーリズム、体験農園・貸し農園など、2次・3次産業の事業活動
- ④地産地消、都市、海外、シニア市場など、新たな販路・市場を開拓する事業

※出資等の支援を受けるためには、6次産業化事業体の将来性・採算性・地域貢献等について、支援機構・サブファンドによる審査を受ける必要があります。

ファンド活用のメリット

- 使途の制約が小さく、期日ごとの返済義務がないなど自由度の高い資金を支援機構・サブファンドが出資します。
- 支援機構・サブファンドが経営に協力し、農林漁業者とパートナー企業の対等な関係を支え、両者の連携の相乗効果を高めます。
- 農林漁業成長産業化ファンドを活用して他事業のノウハウの活用や農林水産物等の新たな販路の獲得が可能となります。また、6次産業化事業体における農林水産物等の価格決定に参画し、予見可能性をもって作付計画等を策定できるようになります。
- 連携するパートナー企業や農林漁業者が見つからない場合、支援機構・サブファンドが相方探し(マッチング)の相談を受けます。